

総務省

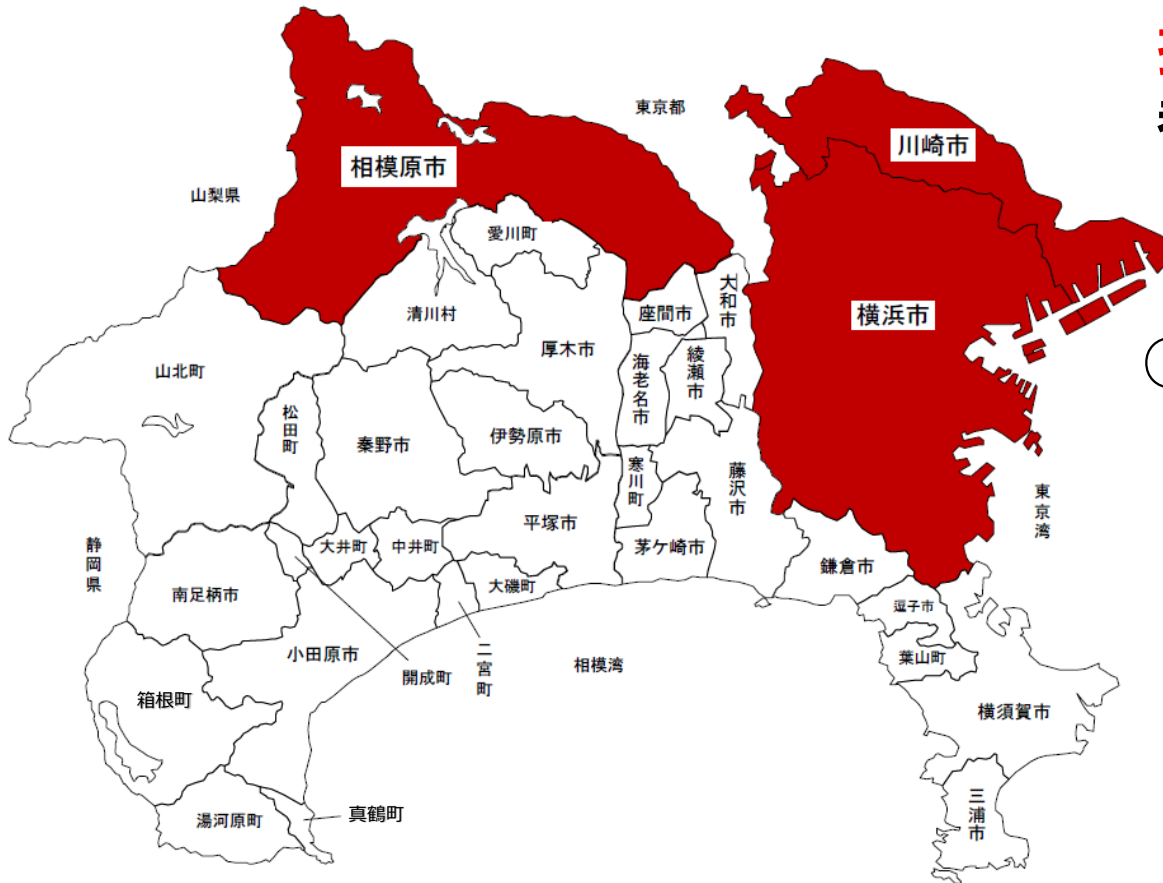
持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 大都市における行政課題への対応に関するWG 神奈川県説明資料

令和7年1月28日
神奈川県副知事 平田 良徳

神奈川県内の状況

はじめに

指定都市 3 市が所在する
都道府県は全国で唯一



- 本県の人口、
約922万人のうち
- ・横浜市 : 約377万人
 - ・川崎市 : 約155万人
 - ・相模原市 : 約 72万人
(3市合計 : 約605万人)

※ 3 指定都市が県の人口の約 3 分の 2 を占める

指定都市都道府県調整会議の成果等 1

1-(1) 関連

<活用状況>

これまで **2 回開催**し、指定都市の求める
権限移譲を実現

<成果>

- ・平成29年3月「横浜市神奈川県調整会議」
パスポート発給事務
→令和元年10月、権限移譲
- ・令和2年11月「横浜市神奈川県調整会議、
川崎市神奈川県調整会議（合同開催）」
高圧ガス保安法に基づく許認可権限
→令和7年4月、権限移譲予定



横浜市及び川崎市との「指定都市都道府県調整会議」
(令和2年11月)

※移譲に当たって、住民・事業者には**支障が生じることのないよう、**
移譲先となる指定都市の体制整備等も勘案しながら対応

指定都市都道府県調整会議の成果等 2

1-(1) 関連

<県の基本的な考え方>

個別具体の事務・権限に関する行政課題があれば、**調整会議を活用し、協議・調整**を行う

⇒指定都市は、いわゆる「二重行政」の課題を挙げ、権限移譲の必要性を主張しているが、こうした協議事項に該当する案件での**開催申出は、2回に留まる**。

<調整会議以外の枠組>

○県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会

県と三指定都市が当面する共通の諸課題への共同アプローチによって、より効果的な問題解決を図る

○県・市町村間行財政システム改革推進協議会

県と市町村が事務レベルで協議し、県からの移譲が可能な事務等を協議・決定

<事務処理上の役割分担に関して>

支障や課題はない

<権限移譲について>

- ・ **住民の目線で考え、地域に必要なものであれば、特段の支障がない限り、移譲を進めている。**
→指定都市が指摘する事務・権限についても、調整の上、権限移譲を実現(※)
- ・ **調整会議は、指定都市との課題を解決するための重要な枠組みの一つ**
→今後も**同会議を活用**

※現時点で指定都市が移譲を求めている事務・権限のうち、移譲に向けた協議に進展がないものは、基本的に

- ・ **国の法改正が必要**
- ・ **国が移譲に否定的な見解を示したもの**

指定都市と都道府県間の事務処理上の役割分担等 2

1-(2) 関連

(参考)

①私立幼稚園の設置認可（学校教育法）、私立学校審議会の設置・運営（私立学校法）、
経常費補助金等の交付（私立学校振興助成法）：横浜市及び川崎市

<国が指摘する課題>

認可にあたっては、**広域的な視点での判断**が必要。幼稚園のみ移譲することで、幼稚園以外の校種との連携を断絶するのではなく、**私学行政は幼稚園から高校まで一貫して政策を検討すべき**。
※「私立学校審議会の設置・運営」及び「経常費補助金等の交付」を指定都市の権限とするには、法改正が必要（県と指定都市との協議等では移譲不可）。

②都市計画事業の認可等（都市計画法）：川崎市

<国が指摘する課題>

都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されることから、**地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェック**を行い、**公平性・公正性を確保**することが必要である。

③急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止工事の施行等（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法））：横浜市

<国が指摘する課題>

土砂災害対策では、**ハード対策**(急傾斜地法に基づく施設整備等)と**ソフト対策**(土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定や警戒情報の発出等)とを**連携して進めるべき**であり、**急傾斜地法の事務のみを移譲することで新たな二重行政の発生が懸念**される。市の技術力や執行体制、県との協力体制等、権限移譲を行ったとしても土砂災害対策に支障がないことが示されない限り、移譲には賛成しかねる。

本県の特別自治市構想に関するこれまでの対応

2 関連

- **特別自治市構想等大都市制度に関する研究会** (R3.6～11)
(研究会報告書意見 【抜粋】)
 - ・ この**構想の実現**が本当に**県民・市民のためになるのか**
 - ・ 特別自治市という現行の地方自治制度の抜本的な見直しを検討する前に**既存の制度の十分な活用や検討を行うべき**
- **「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」公表** (R4.3)
⇒**住民目線**から見て法制度化することは妥当でない

(参考) **県・横浜・川崎・相模原 四首長懇談会** (R4.5)

- ・ 合意事項
住民目線で解決を図っていくため、
知事、三市長の**トップレベルでの協議**を行っていく



＜指定都市が法制度化を目指している理由＞

- ① 道府県と指定都市間の「二重行政」
- ② 大都市特例事務に関する
「税制上の不十分な措置」

これらに対する ＜県の基本的な考え方＞ は...

「特別市」制度について 2

2-(1) 関連

① 「二重行政」

指定都市から課題が指摘されれば、
個別に権限移譲とそれに伴う財源措置を図っている
(パスポートの発給事務等)

<県の基本的な考え方>

- 指定都市が主張するものは、
 - ・ **法令に基づく役割分担や住民ニーズに基づくもの**
(図書館、公営住宅等)



「非効率」、「住民にとって過重な負担」ではないことから、「二重行政」との指摘は当たらない

「特別市」制度について 3

2-(1) 関連

② 「税制上の不十分な措置」

特別自治市構想は、
市域内の**県税分も特別自治市が一元的に賦課徴収**
⇒ **県は大幅な税收減**

<県の基本的な考え方>

- 地方税財源の不足は、
 - ・ **指定都市だけでなく多くの自治体の共通課題**
 - ・ 単に市域の県税の移譲では、根本的な問題解決にならない



各自治体の仕事量に見合った税財源の確保が必要
(地域偏在性の小さい、安定的な税財政制度を構築すべき)

＜県の基本的な考え方＞

- ・ 「非効率」、「住民にとって過重な負担」ではないことから、「二重行政」との指摘は当たらない
- ・ 各自治体の仕事量に見合った税財源の確保が必要
(地域偏在性が小さい、安定的な税財政制度を構築)



法制度化を目指す理由に**合理性はない**

さらに特別自治市構想には**様々な課題・懸念**（後述）がある…

- ① **県の総合調整機能**への支障
広域行政事務の分断
- ② **財政面**からの影響
県民・市民への大きな費用負担
- ③ **住民代表機能**への影響

問題点① 県の総合調整機能への支障

2-(2) 関連

県は、指定都市内外を問わず総合調整機能を発揮
⇒ **スケールメリットを活かした取組や**
市町村のバックアップを展開

【事例 1】広域的な調整機能への支障

コロナ禍における医療提供体制
「神奈川モデル」では、
指定都市から市域外への
入院・搬送調整などを県が実施

⇒ 特別自治市が実現した場合...

県と特別自治市に区域が分割され、
広域的な入院・搬送等に支障が生じる

【参考】県による入院・搬送調整等の実績

指定都市	件数（R2.4~R5.5）
横浜市分	5,292
川崎市分	1,987
相模原市分	409
計	7,688

【事例 2】広域行政事務の分断

警察事務では、県内で完結していた多くの事件が
県境を超えた広域事案になる

※指定都市の意見

「道府県と警察本部の共同設置が考えられる」

⇒共同設置のためには法令の改正が必要な上、
共同設置後の役割分担や費用負担等について合意することは、
困難が想定される。

特別自治市が実現した場合...

県が包括する市町村に関する連絡調整や補完
市町村間の利害調整、県による広域行政事務など
広域自治体が果たしてきた機能が失われる

⇒ **指定都市域を含む住民サービスが低下**

問題点② 財政面からの影響

<県税の性質>

県税収入は、県が広域自治体として県内全域における幅広い行政サービスを提供するために活用するもの
⇒使用料や手数料のように、個々の行政サービスの直接の対価として支払うものではない。

<県税と歳出の比較> (令和元年度)



特別自治市が実現した場合...

指定都市域の**税源が全て移譲**されれば、**大幅な県税の減少**



税源移譲に伴う県税の減少分は、全額が地方交付税により財源保障されるわけではなく、県独自の行政サービスの財源として
いる「留保財源」が大幅に減少

〈県の留保財源〉令和元年度2,408億円

横浜市移行による影響

3 指定都市移行による影響

△ 960億円

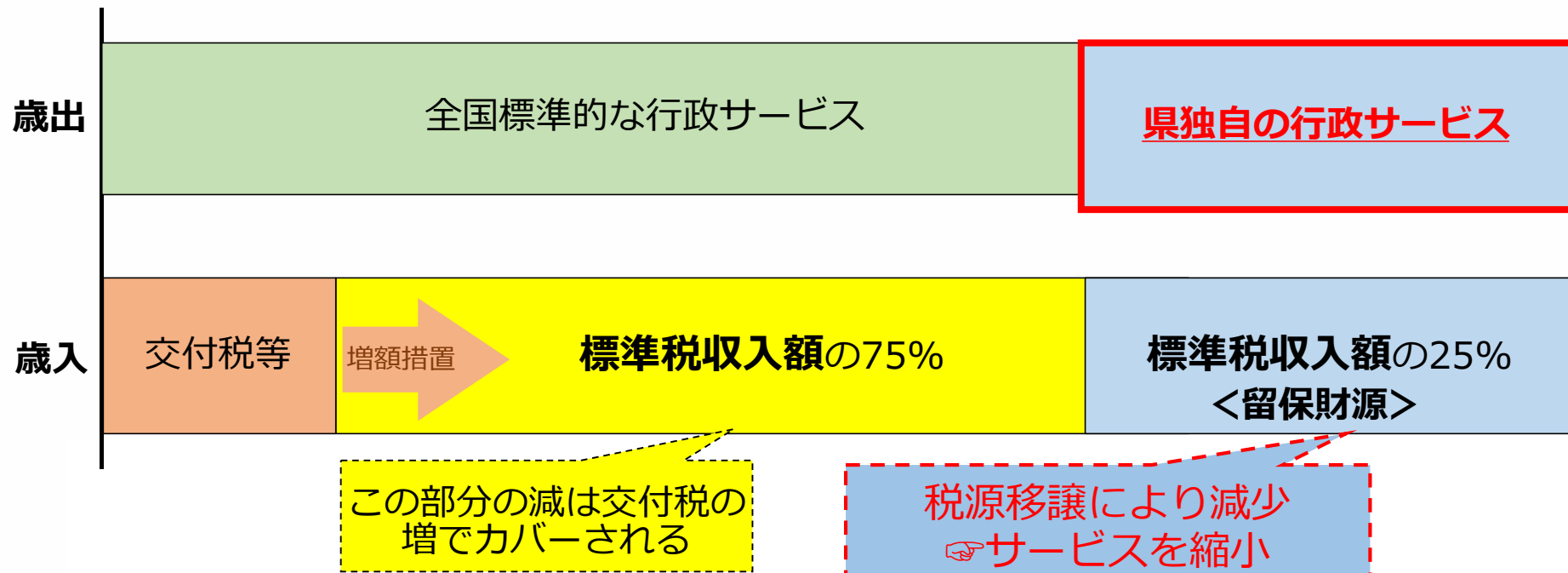
△ 1,500億円

と見込まれる

その結果、

指定都市以外の地域では行政サービスの水準が低下
(各種医療費助成、警察官増員分、私立学校経常費補助 等)

(参考) 留保財源とは



※指定都市域の税源が移譲された場合、「留保財源」が減額となる

⇒ 「留保財源」は県独自の行政サービスに活用しているため、指定都市以外の地域では行政サービスの水準が低下する

県民・市民への大きな費用負担

指定都市域内にある県有施設は**717施設**
(財産価格は約 1 兆465億円)

(令和3年3月31日時点)

例えば、

県庁舎や警察本部庁舎は横浜市から
移転が必要になる…

費用負担の考え方は
示されていない

特別自治市が実現した場合…

特別自治市区域外への移転や移管（県⇒市）が必要

⇒ **新たな用地取得や移転費用**等の発生
(指定都市域を含む住民に費用負担)

問題点③ 住民代表機能への影響

特別自治市は、
道府県と指定都市の権限と税財源を併せ持つ
巨大な「一層制」の地方自治体

例えば、
東京都でも特別区との2層制…

！公選の区長等が
必要と
指摘されている

特別自治市が実現した場合…

1人の市長と市議会のみで地方自治を担う
⇒ 住民の多様な声をしっかりと反映できるか疑問

＜第30次地方制度調査会答申＞

- ・ 現行の指定都市の区と同様のものを設置することでは不十分
- ・ 少なくとも、過去の特別市制度に公選の区長が存在していたように、何らかの住民代表機能を持つ区が必要

＜指定都市の主張＞

- ・ 区内選出の市議会議員で構成する区の常任委員会等の設置
- ・ 公選ではないが、
区長を議会の同意が必要な特別職とすることを検討

これに対する **＜県の基本的な考え方＞** は...

<県の基本的な考え方>

- ・ 区の常任委員会等の設置や区長の特別職化をしたとしても、**最終的な意思決定は一人の市長に集中するため、住民参画など民主主義の機能や、住民ニーズへの即応性が低下するおそれ**がある。
 - ・ 既に区地域協議会や総合区などが**法制度化されているにもかかわらず、区地域協議会の活用事例は少なく、総合区の導入事例は全くない。**
- ⇒指定都市制度においても、
「**住民意思の的確な反映**」の必要性が指摘されており、
まずは**現行制度下で、**
行政区などへの**都市内分権に十分取り組む必要**がある。

特別自治市構想における広域連携の課題

2-(4) 関連

<指定都市の主張>

特別自治市を中心とした圏域内の行政は、**特別自治市による水平連携**にゆだね、道府県は、**条件不利地域**における道府県内自治体**に対する垂直補完**にそのリソースを重点化

<県の基本的な考え方>

- ・ 構想が想定する「水平連携」では、特別自治市と市町村間で**利害が対立する問題など、十分に調整・解決できるのか、実効性には疑問**がある。
- ・ 「**条件不利地域への垂直補完**」についても、**指定都市に集中する資源等の県による再配分ができなくなる**とともに、**残された地域だけでは自立した行財政運営に支障**が生じるおそれがあるため、道府県では**十分に担えない**。

⇒**指定都市を含んだ市町村を包括する道府県が広域自治体として、総合調整機能を引き続き発揮**していくべき。

「特別市」に移行するための手続・要件

2-(5) 関連

＜仮に法制度化される場合の移行手続き＞

指定都市は、住民投票の制度化にはさらなる議論を行う必要があると言及 → **住民投票を必須とはしていない**

⇒特別自治市への移行は**道府県全体の住民生活等に影響**を生じることから、その是非について住民が移行手続に参加できるよう**投票手続（住民投票）が必要**

＜住民投票の対象＞

指定都市は、仮に住民投票が制度化された場合、**投票の対象となる住民の範囲は「市民」を前提**

⇒**特別自治市構想は道府県民全体に多大な影響を及ぼす**ものであることから、住民投票を行う場合は**「道府県民」を対象とすべき**

県と市町村との連携・協調事例

まとめ

県と市町村が**連携・協調**することで、**大きな成果に！**



市町村が行う子どもの医療費助成に対し
県が補助し、子育て世帯の負担を軽減



特区を活用した県・市町村連携による
企業誘致・地域活性化



豚熱発生に伴う県・市町村連携の
防疫活動により、まん延を防止



ラグビーワールドカップ2019™日本大会
を県市で共同開催



リニア中央新幹線



神奈川県東部方面線



多摩川スカイブリッジ

県・市町村が連携した交通インフラ
(鉄道網や道路網など)の整備促進による
移動手段の多様化や利便性の向上

特別自治市の法制度化について

まとめ

仮に特別自治市が実現した場合...

- ・ 県の総合調整機能が失われ、**指定都市域を含む住民サービスが低下**
- ・ 県独自の行政サービスの財源である留保財源が大幅に減少し、**指定都市以外の地域で行政サービス水準が低下**
- ・ 県有施設の移転や移管のため、**新たな用地取得や移転費用等（指定都市域を含む住民に費用負担）が発生**



住民目線から見て法制度化することは妥当でない

人口減少社会が到来する中、
県と市町村がより一層、**連携・協調**しながら
行政課題の解決に取り組むべきです。



神奈川県

KANAGAWA

政令指定都市

は道府県から**独立**する

特別自治市

の法制度化を
目指しています。

次ページ以降に特別自治市構想の課題を記載しています▶

えっ!**独立**?



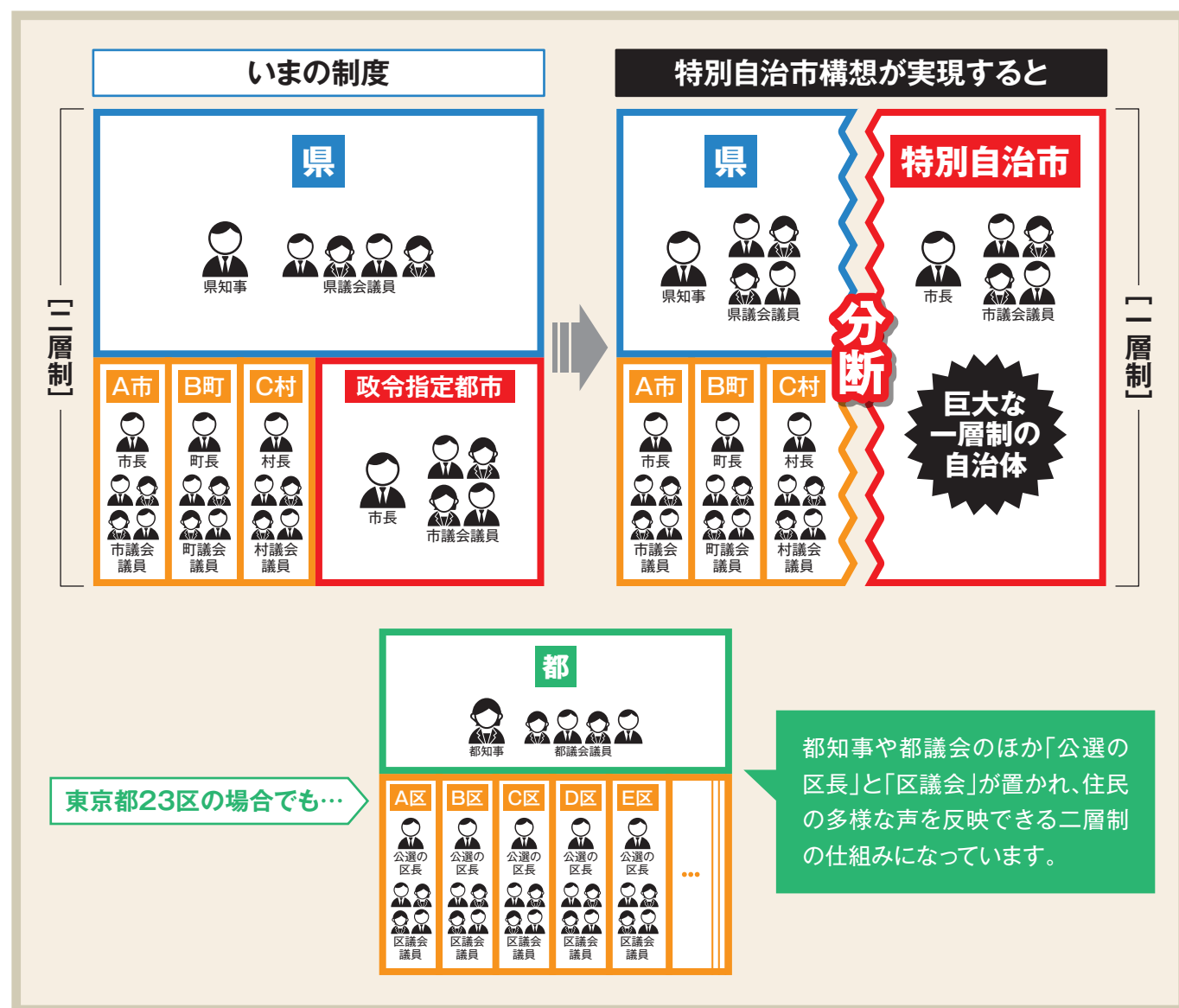
特別自治市構想とは

政令指定都市が県から**独立し、県を分断**するものです。

問題点 1 住民代表機能への影響

特別自治市は、現在の県の仕事もお金も担う、**巨大な一層制の自治体**です。

特別自治市域には県が存在しなくなるため、住民の代表者は**1人の市長と市議会のみ**となり、**行政と住民との距離が遠く**なります。

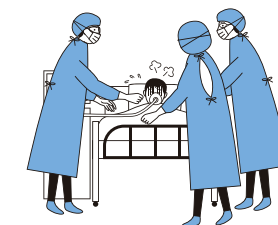


そのため、行政サービスに**住民の多様な声をしっかりと反映できるのか疑問**があります。

問題点 2 総合調整機能への支障

県は、地域のバランスを見て県全体の調整を行いながら、県民の皆様の暮らしを支えています。特別自治市が実現すると、

現在の県としての一体性が失われ、次のような影響が生じます。



事例 1 コロナなどの危機事象への影響

例えばコロナ禍では、政令指定都市の医療機関がひっ迫した際、県が他地域への患者の入院・搬送調整を行いました(令和2年4月~5年5月まで7,688人を搬送)。県と特別自治市の区域が分断されると、**県の役割・権限が及ばなくなるため、市域をまたいだ広域的な入院・搬送調整がスムーズに行えなくなるおそれがあります。**

事例 2 警察事務への影響

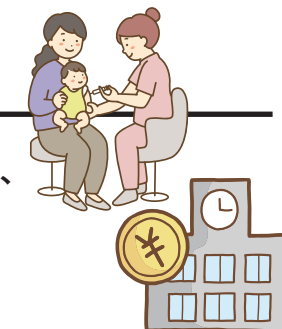
県警察は、県内全域を所管し、犯罪の抑止・検挙活動を行っています。県と特別自治市の区域が分断されると、警察本部をそれぞれで設置することになり、現状では必要のない組織間での連絡調整が生じます。そのため、**「組織犯罪等の広域犯罪」への対応力が弱まるおそれがあります。**

※国の第30次地方制度調査会答申等の指摘



問題点 3 財政面での大きな影響

県から**税源の集中する政令指定都市が抜ける**ことで、**県に巨額の財源不足**が生じます。



その結果、実施困難となる県の事業があることから、県内市町村で実施していた**県の行政サービスにも影響**が生じます。

【実施困難となる県の事業の例】

- 市町村が実施する医療費助成への補助
- 私立学校の運営に対する補助
- 道路の整備や河川の改修

問題点 4 大きな費用負担の発生

特別自治市は県の区域外となるため、**県有施設は、他地域への移転や特別自治市への移管**などが必要になり、県民の皆様に**大きな費用負担**が新たに生じます。

【政令指定都市域にある県有施設の例】

- 神奈川県庁
- 神奈川県警察本部
- 県立図書館
- 県立学校
- 県営住宅



特別自治市構想には、**様々な懸念**があります。

住民目線から見て、「特別自治市」を法制度化することは
妥当ではありません。

人口減少社会が到来する中、

県と政令指定都市を**分断**するのではなく、

県と市町村がより一層、**連携・協調**しながら
行政課題の解決に取り組むべきです。

県と市町村の 連携・協調 事例

神奈川県と市町村が**連携・協調**することで、**大きな成果に！**



市町村が行う子どもの医療費助成に対し
県が補助し、子育て世帯の負担を軽減



特区を活用した県・市町村連携による
企業誘致・地域活性化



豚熱発生に伴う県・市町村連携の
防疫活動により、まん延を防止



ラグビーワールドカップ2019™日本大会を
県市で共同開催



リニア中央新幹線



神奈川東部方面線



多摩川スカイブリッジ

県・市町村が連携した交通インフラ
(鉄道網や道路網など)の整備促進による
移動手段の多様化や利便性の向上

神奈川県公式ウェブサイトにて「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」を公開しています。

下記URLまたは右の二次元バーコードよりご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gz8/tokubetsujitishi/top.html>



お問合せ

神奈川県政策局自治振興部広域連携課

〒231- 8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3147 FAX 045-210-8818

令和6年3月作成